

改 正 案	現 行
<p>（長期信用銀行の子会社の範囲等）</p> <p>第四条の五 法第十三条の一第四項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇十 （略）</p> <p>十の二 他の事業者が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者のために当該債権の担保の目的となつている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務</p> <p>十一〇一二十一 （略）</p> <p>二十四 直らを子会社とする長期信用銀行、その子会社である長期信用銀行、銀行又は保険会社（以下この号において「親銀行等」という。）が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該親銀行等のために担保権を実行する必要がある場合又は金融機関が共同で出資し設立した不動産担保付債権の買取会社（以下この号において「買取会社」という。）が当該親銀行等から買い取った不動産担保付債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該親銀行等又は当該買取会社のためにこれらの債権の担保の目的となつている不動産を適正な価格で購入し、並びに購入した不動産の所有及び管理その他当該不動産に関し必要となる事務を行う業務</p>	<p>（長期信用銀行の子会社の範囲等）</p> <p>第四条の五 法第十三条の一第四項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇十 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>十一〇一二十三 （略）</p> <p>二十四 直らを子会社とする長期信用銀行、その子会社である長期信用銀行、銀行又は保険会社（以下この号において「親銀行等」という。）が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合又は金融機関が共同で出資し設立した不動産担保付債権の買取会社（以下この号において「買取会社」という。）が当該親銀行等から買い取った不動産担保付債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該親銀行等又は当該買取会社のためにこれら債権の担保の目的となつている不動産を適正な価格で購入し、並びに購入した不動産の所有及び管理その他当該不動産に関し必要となる事務を行う</p>

業務

二一五・二一六 (略)

2 法第十三条の二第四項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

二の二 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百一十六号）第二条第一項に規定する債権管理回収業及び同法第十二条各号に掲げる業務（同条第一号に規定する業務を行う場合にあつては、金融庁長官の定める基準を~~全~~て満たす場合に限る。）

二の三～三十九 (略)

3～9 (略)

(長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等)

第五条の六 (略)

2 (略)

3 法第十六条の四第一項第十号イに規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一～十 (略)

十の二 他の事業者が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者のために当該債権の担保の目的となつてゐる財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

業務

二一五・二一六 (略)

2 法第十三条の二第四項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

二の二 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百一十六号）第二条第二項に規定する債権管理回収業及び同法第十二条各号に掲げる業務（同条第一号に規定する業務を行う場合にあつては、金融庁長官の定める基準を~~全~~て満たす場合に限る。）

二の三～三十九 (略)

3～9 (略)

(長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等)

第五条の六 (略)

2 (略)

3 法第十六条の四第一項第十号イに規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一～十 (略)

（新設）

十の二 他の事業者が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者のために当該債権の担保の目的となつてゐる財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

十一～二十三（略）

二十四 自らを子会社とする長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行、銀行又は保険会社（以下この号において「兄弟銀行等」という。）が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該兄弟銀行等のために当該債権の担保の目的となつている財産を適正な価格で購入し、並びに購入した財産の所有及び管理その他当該財産に關し必要となる事務を行う業務

二十五・二十六（略）
4～9（略）

（信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合）

第十三条の三 銀行法施行令第四条第七項第一号に規定する内閣府令で定める国民経済上特に緊要な事業は、電気事業法（昭和三十九年法律第二百七十号）第二条第一項第一号に規定する一般電気事業とす
る。

十一～二十三（略）

二十四 自らを子会社とする長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行、銀行又は保険会社（以下この号において「兄弟銀行等」という。）が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合又は金融機関が共同で出資し設立した不動産担保付債権の買取会社（以下この号において「買取会社」という。）が当該兄弟銀行等から買い取った不動産担保付債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該兄弟銀行等又は当該買取会社のためにこれらの債権の担保の目的となつている不動産を適正な価格で購入し、並びに購入した不動産の所有及び管理その他当該不動産に關し必要となる事務を行う業務

二十五・二十六（略）
4～9（略）

（信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合）

第十三条の三 銀行法施行令第四条第七項第一号に規定する内閣府令で定める国民経済上特に緊要な事業は、次に掲げる事業とする。
一 電気事業法（昭和三十九年法律第二百七十号）第二条第一項第一号に規定する一般電気事業
二 金融の円滑を図ることを目的に金融機関の健全かつ適切な運営

2
・
3

(略)

2
・
3

に資するため、金融機関が共同で出資し設立した不動産担保付債権の買取会社が行う金融機関からの債権買取事業